

栃木市ではこんな訴訟が

THE SHAKAI SHIMPO (第3種郵便物認可) 第5188号(改題4785) (6)

公益性を問う「栃木市サッカースタジアム訴訟」



内海まさかず市議

栃木市では市の運動公園の中に民間企業のサッカースタジアムが建設されています。これだけ聞くと、官民連携で栃木市のためにサッカースタジアムを造ってくれたような印象を受けますが、民間企業が興行目的のスタジアムを栃木市の土地に建設したというのが実情です。(栃木市議・内海まさかず)

住民監査請求から住民訴訟へ

栃木市は民間企業・日本理化工業所との間で、スタジアム用地である運動公園使用料と固定資産税を10年間免除するという覚書を結びました。民間企業の興行目的の施設に栃木市の財産である運動公園の土地を無償で貸し出し、さらに固定資産税を免除するという栃木市に対して市民が怒りを覚え、住民監査請求を経て、栃木市サッカースタジアム訴訟の住民訴訟を宇都宮地裁に起こしました。

住民訴訟は2021年5月に提起され、翌22年1月に判決が出ました。判決内容は、住民訴訟では非常に珍しいことに住民側が勝訴し、「固定資産税の免除ははならない」「公園使用料を徴収しないのは違法」という完全勝利となりました。

市民の財産が民間企業の食い物に

訴訟の第1回公判で印象的なことがありました。裁判長が「この訴訟は公益性の問題であり、その時間がかからないであろう」との趣旨の発言をしたのです。この発言を受けて、私は強引な訴訟指揮を行なう裁判長という印象を持ちましたが、かえって住民側有利になる可能性も考えました。なぜなら今回の固定資産税の免除は、公益性の議論がほとんどなされず決定されていたことが情報公開を通じて分かってきたからです。

判決は公益性に関する栃木市の主張をことごとく否定し、市長の裁量権を認めないという、市に対して厳しい内容となりました。

栃木市は控訴、「要望」が「誘致」に

判決を受け、栃木市は控訴しました。控訴理由書では、税、使用料の減免は政策実現のための方策であり、市長にはその裁量が認められていることを裏付ける判例を列挙して、説得力のある理論展開がなされていました。一番は住民側の完全勝利だっただけに、それが

に甘んじていると批判される可能性もあると懸念しました。ただ一点、原審と控訴で栃木市側の主張が変わったところがありました。それはサッカースタジアムを栃木市が「誘致」したことになっている感でした。

このスタジアム建設は、サッカースタジアムを運動公園内に建てたいという民間企業からの要望が発端で、実際には「市による誘致は行なわれませんでした。しかし裁判の都合上、サッカーを通じて地域活性化」といふ栃木市の政策実現のために「誘致」をし、さまざまな難関(税、使用料の減免)を駆使し「誘致」成功したというストーリーが描かれたのです。

情報公開で取った資料には栃木市が「誘致」したとの記載は一切なく、控訴理由書の中でも「担当が企業側から口頭で、他の自治体から引き合いがあったと得られた」とのみ記載されています。もし「誘致」が事実なら、控訴審でなく原審の中で述べているはずでした。

この6月の一般公開の審判の中、市は「市民に門戸は開かれていない」と弁明しましたが、民間企業が興行目的に造ったスタジアムで「自分たちが使うから」と空いてる時間なら貸し出すと「市の行事には協力しますよ」と程度の貸し出し基準で、どこに公益性があるのでしょうか。

スタジアム使用料については、栃木市民には特別に便宜の決定がなされていますが、1回4時間で36万円です。これが1回1時間であれば開かれていると言えるでしょう。ちなみに栃木市のサッカー、ラグビーの試合もスタジアム

使用料は4時間1万1000円、1日1万5000円、1週間3万5000円、1ヶ月10万5000円、1年100万円です。日本理化工業所にはサッカー専門学校を造る計画もあり、その計画のために栃木市は協賛した。民間企業が算出したこの学校の価値は1億5000万円とのこと。栃木市の財産が民間企業に貸し物にされているのです。民間企業に譲られる行政、しかし大事なのは利益ではなく公益性です。栃木市はしっかりと

訴理由書の中で突然出てきた「誘致」という言葉に、栃木市側の苦し紛れの感がにじみ出ていました。

使用料36万円で、市民に開かれたスタジアム?

情報公開で取った資料には栃木市が「誘致」したとの記載は一切なく、控訴理由書の中でも「担当が企業側から口頭で、他の自治体から引き合いがあったと得られた」とのみ記載されています。もし「誘致」が事実なら、控訴審でなく原審の中で述べているはずでした。

この6月の一般公開の審判の中、市は「市民に門戸は開かれていない」と弁明しましたが、民間企業が興行目的に造ったスタジアムで「自分たちが使うから」と空いてる時間なら貸し出すと「市の行事には協力しますよ」と程度の貸し出し基準で、どこに公益性があるのでしょうか。

スタジアム使用料については、栃木市民には特別に便宜の決定がなされていますが、1回4時間で36万円です。これが1回1時間であれば開かれていると言えるでしょう。ちなみに栃木市のサッカー、ラグビーの試合もスタジアム

↑2021年3月14日、一般公開された栃木市のサッカースタジアム。

中日新聞にも奇怪な記事

豊橋の新アリーナを、東三河の防災拠点に、というような記事が掲載されていた。

この記事は、大多数の市民が読んだことだろう。豊橋公園は、北側が豊川により遮断されている。敵からの攻撃に対しては、豊川は絶好の堀となる。また、水路を利用して、物資の搬入も可能ではある。

しかし、戦時に城を護るという観点からは、好都合な立地だろうが、災害時の東三河全体の防災拠点、として、ここが特段の好立地だろうか。しかも、東三河8市町村の自治体と相談を尽くして得た見解なのか。

もしそうなら、その意味においては相当かもしれない。

もし、否なら、この記事は、アリーナ建設を正当化し、世論を建設推進の方向に誘導する、マスコミ本来の、公正中立な報道をすべき役目に逆行しているのではないか。

こんなこと続けていけば、マスコミ離れはさらに進むだろう。